ビジネスチャンスEXPO in TOKYO 出展申込書	申込締切日　2025年8月22日(金)必着

1 出展規約への同意について **【必ず裏面の出展規約をご確認の上、チェック☑してください。】**

☐ 当社（出展申込者）は、主催者が定める出展規約を遵守することに同意し、下記の通り出展を申し込みます。本申請の内容に相違はありません。

2 出展企業・団体情報（出展条件に合致しているか審査を行うために使用いたします。）　申込日　　年　　月　　日

ふりがな 企業・団体名			代表者役職		
			ふりがな 氏名		
本社所在地	〒　　－　　TEL：				
東京都内事業所 所在地・事業所名	〒　　－　　（注）本社所在地が東京都以外の場合のみご記入ください				
URL					
業種（※1）		資本金	万円	従業員数	人
企業分類（※2）	☐小規模企業者　☐中小企業　☐大企業　☐団体			会員No.（※3）	

（※1）業種は【製造業、卸売業、小売業、サービス業、官公庁・団体、その他】の中からご記入ください。
（※2）企業分類の詳細は出展申込チェックシート裏面をご確認ください。　（※3）東京商工会議所の会員の方は「会員No.」をご記入ください。

3 担当者情報（事務局からの連絡先、配布物の送付先として利用することがございますので、必ずご記入ください。）

所在地 企業･団体名 事業所名	〒　　－　　TEL：		
部署・役職		ふりがな 担当者名	
E-mail			

4 出展希望小間数、出展料、出展希望分野　等

税込小間単価（a）				希望小間数（b）	出展料（a×b）
☐小規模企業者	55,000円／小間（6㎡）	☐大企業	200,000円／小間（9㎡）	小間	円
☐中小企業	77,000円／小間（9㎡）	☐団体	77,000円／小間（9㎡）		

希望分野（メインを一つ選択）		
	フード	☐肉・水産・農産加工品　☐米穀・大豆加工品　☐調味料・香辛料　☐菓子・パン類　☐惣菜・弁当類　☐飲料・酒類　☐生鮮品 ☐冷凍食品　☐その他（　　）
	ライフスタイル	☐生活雑貨　☐事務用品　☐インテリア　☐ファッション　☐キッチングッズ　☐ホスピタリティ・体験サービス　☐防災・減災グッズ ☐その他（　　）
	ものづくり	☐加工技術・部品（切削、プレス／板金／溶接、鋳造／鍛造、その他金属加工、樹脂／ゴム、金型／治工具、表面処理など） ☐設備・装置（工作・産業機械／ロボット、電気／電子機器、医療／福祉機器、精密機器）　☐各種設計・製作 ☐環境・新エネルギー　☐その他（　　）
	サービス･DX	☐ IoT/IT システム　☐物流支援サービス　☐生産・在庫管理システム　☐ AI･業務自動化ロボット ☐集客支援・会計・人事システム　☐食品現場支援システム　☐防犯・セキュリティ　☐士業　☐経営コンサルタント　☐デザイン業 ☐機械設計業　☐写真業　☐翻訳業　☐広告・広告制作業　☐コンテンツサービス　☐その他（　　）

その分野を 選択した理由	☐その分野に関連する製品・サービスを取り扱っている　☐（製品・サービスは無いが）その分野への進出・展開を予定している ☐（製品・サービスは無いが）その分野での製品・サービスを開発中である　☐その他（　　）		
出展予定 製品・サービス			
試飲・試食	☐あり（提供予定の飲食物：　　）　☐なし	機械等の実演	☐あり　☐なし

5 同日開催の大規模商談会　参加希望（出展者は無料で参加可能）

・首都圏バイヤーマッチング商談会（フード・ライフスタイル）　・全国ものづくり受発注商談会（ものづくり）
出展に加え、商談会への参加をご希望の場合は、エントリーを希望する分野１つにチェック☑してください。

エントリーを希望する分野	☐フード	☐ライフスタイル	☐ものづくり

（注）商談会は事前マッチング制のため、事前のマッチングで商談相手からの指名がない場合には当日の商談は組まれません。
（注）出展申込後、エントリーシートのご提出などがございます。東京商工会議所より追ってメールで詳細についてご案内いたします。

6 個人情報の取り扱い

ご提出いただきました個人情報については、東京商工会議所および株式会社東京ビッグサイトにて、各個人情報保護方針に基づき厳重に管理し、本展示会に関する業務に利用します。なお、個人情報保護方針については、https://www.tokyo-cci.or.jp/privacy/policy/（東京商工会議所）、https://www.bigsight.jp/visitor/privacy-statement/（株式会社東京ビッグサイト）をご参照ください。

事務局 使用欄	受付日	受付No.	受付印	承認印	通知書発行	請求書発行	備考

ビジネスチャンスEXPO in TOKYO 出展規約

1. 基本条件
(1) 出展者は、出展申込書に記載した内容を展示するものとします。
(2) 主催者は、出展申込書に記載した内容が本展示会の趣旨に合致しないと判断した場合には、出展の申込を断ることがあります。
(3) 出展者は、出展申込書に記載した内容のうち、企業の概要、出展する製品、技術等に関する内容などについて主催者がパンフレット、ホームページ等に記載することに同意するものとします。
(4) 出展者は、主催者が会期中及び会期後に実施するアンケートを必ず提出するものとします。
(5) 2 社以上の企業・団体等が共同で出展する場合、1社が代表して申し込むものとします。

2. 契約の成立と出展料の請求
(1) 主催者が出展申込書を受け取り、審査を行い、出展を承諾した場合、出展確定通知書と請求書を発送します。出展承諾通知書の発行をもって出展契約の成立とします。
(2) 出展者は、出展料を請求書に記載する支払期限までに指定の口座にお振込みください。
(3) 振込手数料については、出展者が負担するものとします。
(4) 支払期限までに出展料の支払いが確認できない場合、出展の申込を取り消すことがあります。

3. 出展契約成立後の取消
(1) 出展契約成立後の出展の全部又は一部の取り消しは原則として認めないものとします。
(2) 出展者の都合により、出展の全部又は一部を取り消す場合、出展者はその旨を主催者へ書面により通知し、主催者の承諾を得るものとします。なお、その場合は下記の通りキャンセル料を申し受けます。

書面による通知を主催者が受理した日	キャンセル料
2025 年 9 月 12日 （金）以降	出展料（税込総額）の 100%

4. 主催者による出展の取消
出展者が次のいずれかに該当すると主催者が判断した場合、主催者は何ら催告を要しないで出展を取り消すことができるものとします。この場合、主催者は出展者に既納の出展料を返還しません。また、主催者はこれにより出展者に生じる損害について一切の責任を負わず、主催者に生じる損害についての賠償を出展者に請求できるものとします。
①本展示会の開催趣旨に反するおそれがある場合
②公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
③来場者、他の出展者、及びその他の第三者からこれまでの展示会において苦情等が寄せられたことがある場合、並びにそのような苦情等が寄せられると予想される場合
④暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ等（総称して「反社会的勢力」という。）に該当すると判明した場合
⑤出展申込書に虚偽の記載をした場合
⑥出展申込記載内容と、異なる製品・サービスを展示した場合
⑦出展申込書に変更が発生し、主催者の承諾を得られない場合
⑧本出展規約等に反した場合、又は主催者の指示に従わない場合
⑨その他本展示会の管理、運営上支障があると認められる場合

5. 小間位置の決定
(1) 各出展者の出展小間位置の決定は、ゾーニング、出展分野、小間の大きさ、実演の有無等を勘案し、主催者が決定します。
(2) 展示効果の向上の為に、主催者が小間図面の変更、小間の再配置を行うことがあります。
(3) (2) により小間位置を変更した場合においても、出展者は小間位置の変更に対する賠償請求は行えないものとします。

6. 小間の転貸等の禁止
出展者は、配置決定小間の全部又は一部を第三者に転貸、売買、交換、又は譲渡することはできません。

7. 即売の禁止
現金等と引き換えに出展物又はその他の物品、サービスを提供することを禁止します。

8. 出展物等の設置及び撤去
(1) 出展者は、主催者より別途通知された時間内に出展物などの会場への搬入及び設置を行うものとします。
(2) 出展者は、小間内の出展物の設置を、指定された時刻までに完了させるものとします。
(3) 出展者が (2) の期限までに自社の小間を占有しなければ、主催者は契約が解除されたものとみなし、当該場所を主催者が使用できる権利を有するものとします。
(4) (3) により契約を解除された出展者は、同日に解約した場合のキャンセル料を支払うものとします。
(5) 出展者は、会期中の出展物等の搬出、移動及び搬入の際は、必ず主催者の承諾を得た後に作業を行うものとします。
(6) 出展者は、小間内の出展物、装飾品等を、主催者より別途通知された時間内に撤去するものとします。指定された時刻までに撤去されない物については、出展者の費用により主催者が撤去します。

9. 展示場の使用
(1) 出展者は、会場内での裸火の使用や危険物品の持込、飲食物の提供など、所轄官署への届出が必要な行為の実施を希望する場合、事前に主催者に相談の上、所轄官署に必要な届出をするものとします。
(2) 実演又は他の宣伝営業活動は、すべて自社展示小間内において行うものとします。
(3) 出展者は、他の出展者の営業活動を妨害するような会場内出入口付近や通路などの公共スペースでの実演又は宣伝活動を行うことができません。
(4) 出展者は、他の小間に隣接している場所では、隣接する小間の妨害となるような小間の設営を行うことはできません。
(5) 主催者は、隣接の小間の出展者から苦情が出た場合、主催者が展示会運営上の立場から小間の変更が必要であると判断した場合には、当該小間の出展者は、その変更の求めに応じるものとします。
(6) 主催者は、出展に係る音、操作、材料、その他の理由から問題があると判断した場合には、展示物又は展示会の目的と両立しない展示物の展示を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なお、その際の撤去は、出展者側の責任により行うものとします。
(7) 主催者は、展示会運営上の立場から問題があると判断した場合には、展示に係る人、物、行為、印刷物等を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なお、その際の撤去は、出展者側の責任により行うものとします。
(8) 主催者は、出展者が第三者の知的財産権、及びその出願を侵害、又はそのおそれがある展示物、本展示会開催前に他人が既に公的な場において発表・展示、商業的に販売されている製品の型・デザインなどを模倣、コピー、及びそのおそれがある展示物の展示行為を行った場合には、主催者の判断により、出展者に対し、その制限・撤去、または会場からの排除、会場への入場の拒否等を実施する権限を有するものとします。なお、その際の撤去は、出展者側の責任により行うものとします。
(9) 主催者は、(6) (7) 及び (8) による制限、禁止又は撤去により当該出展者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

10. オンライン展示の注意事項
(1) オンライン展示に必要な設備や環境（アクセスするためのハードウェア、ソフトウェア、通信環境等）、掲載するコンテンツの制作等はすべて出展者の負担において準備するものとします。なお、主催者は、出展者が準備した機材、コンテンツ等によるトラブルや機会損失については一切の責任を負わないものとします。
(2) 第三者の権利（知的財産権、肖像権等）を侵害し、又は侵害するおそれのあるコンテンツの掲載、行為は一切禁止とします。音楽や映像ソフト等を利用したコンテンツを作成する場合は、必ず関係各所から利用許諾を得てください。

11. 制作物への掲出
搬入出期間中及び会期中に主催者が撮影した写真や映像、記録などの所有権は主催者に属し、出展者は、主催者が制作する結果報告書や公式ホームページ、次回の出展案内等に掲載されることに同意するものとします。

12. 主催者の管理と免責
(1) 主催者は、会場の安全管理について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払うものとしますが、出展物の管理及び保全については、各出展者が責任を負うものとします。
(2) 主催者は、天災その他やむを得ない事情及び主催者に起因しない事由により生じた出展者及びその関係者の損失又は損害（盗難、紛失、火災、損傷等）について、一切の責任を負わないものとします。
(3) 出展者の出展内容及び出展事業に関し、来場者との紛争、訴訟、異議申し立て、その他問題が発生した場合、出展者の責任においてこれを解決し、主催者は一切責任を負わないものとします。

13. 損害賠償
出展者は、自己又はその代理人の不注意、その他によって生じた会場設備もしくは展示会の建造物又は人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

14. 展示会の中止
(1) 主催者は、天災、感染症の大規模流行、政府・行政及び公的団体等による規制又は要請、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、その他不可抗力及び主催者の責めに帰しえない事由により開催が妨害された場合には、主催者の判断により会期を変更又は開催を中止することがあります。
(2) 主催者は、(1) により生じた損失又は損害について、一切の責任を負わないものとします。
(3) 主催者が (1) により開催を中止とした場合、出展料から必要経費を差し引いた差額を出展者に返金いたします。

15. 規約の遵守
(1) 出展者は、出展の申込をもって、主催者が定める展示会の実施に係る規約等（出展規約、出展申込書、出展マニュアル、その他）を遵守することに同意するものとします。
(2) 主催者はやむを得ない事情により展示会の実施に係る規約等を変更することができるものとします。

【郵送申込用】

ビジネスチャンスEXPO in TOKYO 出展申込チェックシート

出展審査は、オンライン出展申込もしくは郵送による出展申込書及び以下に記載する提出書類が整った企業・団体から先着順で行います。郵送の場合は、出展申込書を送付する前に、必要な提出書類が同封されているか必ずご確認ください。

提出書類が整い次第、本出展申込チェックシートを同封の上、速やかに下記事務局宛にご送付ください。

なお、提出書類に不備があった場合は、追加の提出をお願いし、申込順が遅くなる場合がございますのでご注意ください。

※オンライン出展申込の場合は、オンライン上でご提出ください。

企業・団体名：

【1.出展申込書】

☐ 記入漏れはありませんか？

（冒頭「出展規約への同意」へのチェック☑、担当者情報「メールアドレス」の記入を忘れていませんか？）

☐ コピーを控えとしてお手元に残し、原本をご提出ください。

【2.出展予定製品がわかる資料】

☐ 出展予定製品のカタログ

お手元にない場合は、製品紹介ホームページのキャプチャまたは製品概要の説明資料（A4・1枚程度）をご提出ください。

【3.所在地および企業規模を確認できる資料】

分類	提出資料
個人事業主	☐ 開業届出書または青色申告書
小規模企業者	☐ 公的な機関に提出または証明を受けた従業員数がわかる書類（法人事業概況説明書、確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表、雇用保険適用事業所情報提供請求リスト、経営指導内容証明書、特許庁の中小ベンチャー企業や小規模企業を対象とした審査請求資料、小規模企業者の要件に関する証明書など） ※提出資料が記載以外の場合は、都度お問合せください。 ☐ 登記簿謄本
中小企業	☐ 都内事業所所在地および中小企業の定義（業種、資本金、従業員数）が確認できる資料（会社概要、会社案内、ウェブサイトのキャプチャなど） ☐ 登記簿謄本
大企業	☐ 都内事業所所在地が確認できる資料（会社概要、会社案内、ウェブサイトのキャプチャなど） ☐ 登記簿謄本
団体	☐ 団体の概要がわかる書類 （都内団体の場合、所在地が掲載されたもの）

各資料について
- ・コピー可
- ・必要な情報（所在地、業種、資本金、従業員数）が記載された箇所の抜粋にて提出可
- ・登記簿謄本は2024年6月9日以降（出展申込開始日より1年以内）に発行されたものを提出
- ・その他の資料は記載情報に変更がない限り、発行日は問わない

※提出いただいた申込書類一式は返還いたしません。

【送付先】切り取ってご利用ください。

〒135-0063
東京都江東区有明3-11-1　株式会社東京ビッグサイト内
ビジネスチャンス EXPO 事務局　　行

中小企業・小規模企業者について

中小企業者の定義	
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（以下の業種を除く）	資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下
サービス業	資本金 5000 万円以下又は従業員 100 人以下
小売業	資本金 5000 万円以下又は従業員 50 人以下
旅館業	資本金 5000 万円以下又は従業員 200 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	資本金 3 億円以下又は従業員 900 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等	

上記に該当する中小企業でも、以下のいずれかに該当する場合（みなし大企業）は対象に含みません。

1. 一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の1/2 以上を単独に所有又は出資している場合
2. 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の 2/3 以上を所有又は出資している場合
3. 役員の半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合

小規模企業者の定義	
製造業その他	従業員 20 人以下
宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業	従業員 5 人以下

屋号を持っている個人は、小規模企業者とみなします。